

令和7年度 助成金付き かいご・ふくし職場体験事業実施要領

1 目的

介護・福祉職場への就職に関心のある学生や社会人を対象に、介護・福祉職場の見学・仕事体験（以下「職場体験」という。）を通して、具体的な仕事の内容、魅力ややりがい、実際の職場の雰囲気などを知ってもらうことにより、介護・福祉分野への理解を深め、就労意欲を高めるとともに、円滑な就労につなげることを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）とする。

3 対象者

（1）大学生、短期大学生、専門学校生（学部、学年不問）

（2）社会人

ただし、次に掲げる者は本事業の対象外とする。

- ① 職場体験を行う施設・事業所において採用が内定した者
- ② 他の事業や制度により参加する者

4 職場体験の内容・日数

（1）受入施設は、職場体験を希望する者（以下「体験者」という。）に介護・福祉の仕事の内容、魅力ややりがいを理解していただけるよう以下のような事項を踏まえつつ、働くことを具体的にイメージできるようプログラムを作成するものとする。

- ① 施設の概要説明
- ② 施設の見学
- ③ 職員との交流（現場で働く職員の話、質疑応答等）
- ④ 利用者との交流（話し相手、レクリエーション、行事への参加等）
- ⑤ 日常業務の体験・補助（配膳・下膳、洗濯物の整理、清掃等）
- ⑥ 課題の検討 など（テーマ：利用者との関りやレクリエーションの企画等）

（2）体験日数は、1つの受入施設につき**半日（午前もしくは午後）**または1日から5日までの間で体験者が希望する日数を基本に受入施設と調整の上決定する。

5 受入施設

受入施設は、本事業の目的を理解し、県内に所在する社会福祉施設・事業所で、「福祉のお仕事」に事業所登録をしているもの（以下「受入施設」という。）とする。

6 受入施設の登録

（1）体験者の受け入れを希望する施設は、県社協に「受入登録情報」を所定のフォーム等様式1により提出するものとする。

（2）県社協は、前記（1）の「受入登録情報」を受理したときは、内容を審査の上、登録することが適当と認めたときは当該受入施設に通知するものとする。

- (3) 受入施設登録期間は事業実施期間とし、事業実施期間終了後に何ら申し出がない限り、本登録は次年度事業実施期間も自動登録とし、以後も同様とする。

7 実施方法

- (1) 体験者は、「助成金付き職場体験申込書」様式2または、所定のフォームにより必要事項を記入の上、原則、1か月前までに、県社協に提出するものとする。
- (2) 県社協は、体験者が希望する受入施設と連絡調整の上、体験者の受入日を決定し、「助成金付き職場体験事業実施依頼書」様式3を受入施設の長あて送付するものとする。
- (3) 県社協は、体験者に対して、「助成金付き職場体験決定通知書」様式4により、受入日時や体験内容、留意事項を通知するものとする。
- (4) 体験者は、(3)の決定通知書様式4を受け取った後、県社協に対して、「助成金付き かいご・ふくし職場体験 口座振込先連絡票」様式5を提出することとする。
- (5) 県社協は、原則として、体験者の職場体験終了時に、受入施設を訪問し、体験者とともに当該職場体験の振り返りを行なうとともに、体験者の就労意向の確認等を行うものとする。
体験者は、職場体験終了後は、「助成金付き かいご・ふくし職場体験レポート」様式6を受入施設での振り返り時に作成し、県社協に提出するものとする。
- (6) 受入施設の長は、職場体験終了後、「助成金付き かいご・ふくし職場体験事業実施報告書」様式7を速やかに県社協あて提出するものとする。提出は最終日の振り返りの際で差支えない。

8 助成金

県社協は、体験者に対し、体験者一人につき経費として、**半日体験は1日あたり①と③の合計額**を、終日体験は1日あたり②と③の合計額を支払うものとする。

① 交通費 (2,500 円) を定額支給

② 交通費 (2,500 円) および昼食代 (500 円) 相当額として 3,000 円を定額支給

③ 県社協において、県社協規定により算定した交通費の額から 2,500 円を控除した額
※受入施設は③が発生した場合「助成金超過分請求書」様式8に基づき、県社協に支払うこととする。

9 実施後の対応

職場体験終了後、体験者が受入施設へ求人応募（面接等）を希望する場合、県社協は面接等の日程調整を行い、紹介状を発行するものとし、受入施設は、採否決定後、県社協に対して結果を報告するものとする。

10 事故等の対応

- (1) 本事業の実施に際して起こった事故等については、受入施設において対応するものとする。
- (2) 県社協は、体験者の本事業の実施中の事故等による負傷等に対応するため、ボランティア行事用保険に加入するものとする。

11 実施期間

実施期間は、令和7年5月12日（月）から令和8年3月6日（金）までとする。

なお、申込受付期限は、令和8年2月20日（金）までとする。

ただし、「助成金付き かいご・ふくし職場体験」事業予算がなくなり次第、終了する。

12 個人情報の取扱い

- （1）県社協および受入施設が本事業により取得した個人情報については、本事業の実施、および事業目的の達成のためのみに使用するものとする。
- （2）体験者が受入施設において知り得た利用者等の個人情報については、口外してはならない。

13 体験の中止について

実施中、体験者に次の言動が認められ、本事業の円滑な実施が困難と事業所が判断した場合は、体験を中止できるものとする。ただし、その場合は県社協に連絡を行うものとする。

- ① 施設の方針や担当指導者の指示に従わない場合
- ② 利用者または施設職員に対する暴言や暴力行為が認められる場合
- ③ 利用者または施設職員に対するハラスメント行為が認められる場合
- ④ その他、著しく良識に欠ける言動が認められる場合

14 その他

- （1）本事業の円滑な実施のため、県社協は受入施設と随時連絡調整を行うものとする。
- （2）受入施設登録の自動登録に関して、内容の変更等について次年度事業開始前に受入施設と連絡調整を行うものとする。
- （3）何らかの感染症等により体験受入が困難になり受入を延期、または中止せざるを得ない事情がある場合は随時連絡調整を行うものとする。